

## 自由研削用といし取替等業務特別教育講座のカリキュラムについて

当協会の自由研削用といし取替等業務特別教育講座のカリキュラムは、労働安全衛生法第 59 条第 3 項、労働安全衛生規則第 36 条第 1 項、安全衛生特別教育規程第 2 条に基づく教育です。科目と時間は下記のとおりです。

### 自由研削用といし取替等業務特別教育講座

#### 学科教育

科目	時間
1 自由研削用研削盤、自由研削用といし、取付け具等に関する知識	2.0 時間
2 自由研削用といしの取付け方法及び試運転の方法に関する知識	1.0 時間
3 関係法令	1.0 時間

合計 4.0 時間

#### 実技教育※

科目	時間
1 自由研削用といしの取付方法及び試運転の方法について	2.0 時間

※事業者にて実施

令和 6 年 6 月 1 日  
一般社団法人建設業教育協会  
代表者 石原 鉄郎

